

# 住宅修理サービス に関するトラブルが多発!

## 1 とあるリフォーム業者が、

台風で屋根が破損していますよ  
**火災保険を使えば  
実費負担なく  
修理できますよ**  
保険の申請は代行します

負担がないなら  
契約しようかな



## 2 しかし、その後こんなことに…

ご近所で、  
保険金申請のために  
**高額な代行費用を  
請求された**  
トラブルがあった  
らしいわよ

ええっ!!  
やっぱり  
キャンセル  
するわ!!



## 3 解約を申し出ると…

解約料として  
10万円払って  
ください

ええーっ!!!  
**10万円!!!**



ここに  
注意!!

「屋根が破損している」など  
と言われたら…

複数の業者から見積もりを取  
るなど慎重に検討し、**修理が  
必要でない場合は、きっぱりと  
断りましょう。**

「保険金を使って自己負担  
なく修理ができる」など  
と言われたら…

保険金の請求は加入者自身で  
行うことが基本です。**保険の  
適用対象になるかどうか自  
分自身で確認しましょう。**

契約前に…

必ず契約書を確認し、**代行費  
用や解約料などの有無や  
支払い条件をよく確認しま  
しょう。**

**「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と  
勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう!!**

訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は、クーリング・オフできる場合があります。  
不安に思った場合や、トラブルになった場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談してください。

被害に遭わないための

**「あいうえお」**

知らない人が訪ねてきたり、電話がかかっ  
てきたら、消費者トラブルに遭わないための  
「あいうえお」を思い出してください。

- あ** あげない、出ない
- い** いりませんは、はっきりと
- う** うまい話は要注意
- え** えんりよなく周りに相談
- お** おかしいと思ったら、すぐに相談

不安なとき・おかしいなと思ったときは?



消費者教育推進大使  
もずやん

**消費生活相談窓口**  
にご相談ください!

消費者ホットライン

い や や!  
**1 8 8 番**  
(局番なし)

(お住まいの市町村などの消費生活相談窓口  
をご案内します)

## スマートフォンの契約変更などによる トラブルが増加中！



よく確認して  
契約しよう！

### 事例

アプリを使用しなかったため通話料が高額に！

「格安スマホ」に興味を持ち、インターネットから申し込んだ。「通話は10分以内無料」とのことだったので、今までの携帯電話と同じ通話方法で使っていた。



しかし、2カ月間で27,000円もの高額な通話料を請求された。契約書をよく読むと、「無料通話にするためには特定のアプリを使用しなければならない」と記載されていた。

### アドバイス

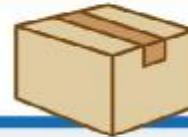
「格安スマホ」に変更するときには

▶「格安スマホ」は今までの携帯電話会社と同じサービスが利用できるとは限りません。サポート内容や問い合わせ方法など、契約内容をよく確認しましょう。

▶無料通話は独自のアプリを使う必要があるなど、格安スマホ会社により指定のサービス提供方法があります。契約前によく確認しておきましょう。



## 身に覚えのない商品が突然届いたら？ マスクなどの送りつけ商法にご注意！

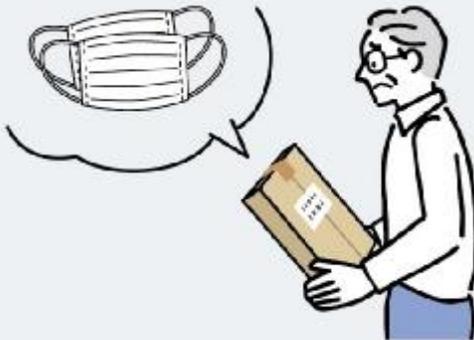


コロナ禍で  
トラブル  
発生中！

### 事例

身に覚えのない商品が届いた！

知らない事業者から宅配便で荷物が届いた。開封してみるとマスクと請求書が入っていた。注文した覚えはない。



### アドバイス

もしも商品が届いたら

- ▶まずは、家族の人が注文した商品でないか、家族の人への贈答品でないかなどを確認してください。
- ▶誤送付の場合もあるので、荷物を受取拒否ができるか配達業者に相談してください。

代金を請求されたら

- ▶注文した商品や贈答品でなく、事業者が金銭を得ようとして一方的に送りつけた商品は、代金の支払いや返送の必要はなく、直ちに処分できます。
- ▶処分したことを理由に代金の支払いを請求されても、支払う必要はありません。



※令和3年7月に特定商取引に関する法律が改正され、直ちに処分できることとなりました。

## 高齢者の見守り～家族や周囲の人へ～

本人は被害に遭っていることに気が付かなかったり、相談することをためらったりすることがあります。トラブルを未然に防止するためには、家族や周囲の人の見守りが大切です。次の「見守りのポイント」を参考に、身近な消費者被害を防止しましょう。

### 見守りのポイント

- 見慣れない人が出入りしている
- 新たにリフォームした跡がある
- 見慣れない段ボールなどが積まれている
- 金銭に困っている様子がある
- 生活用品などが新しいものになっている(浄水器、布団など)
- 金融関連のパンフレットや送付物が置いてある

## 悪質業者から身を守るために

### お断りステッカーを 貼りましょう

お断りステッカーを玄関付近の訪問者から見える場所に貼りましょう。悪質な事業者の強引な勧誘をけん制できます。

必要な人は、  
**お住まいの市町村の消費生活相談窓口**  
または**大阪府消費生活センター**に  
お問い合わせください。



問 府消費生活センター

☎ 06(6612)7500 FAX 06(6612)0090